

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
橋本 定晴	大和郡山市馬司町八七番地一 山勝マンション二〇二	大和郡山市番条町三四八番ほか九筆
堀本 勉	大和郡山市番条町六三〇番地一	大和郡山市番条町三八二番一ほか二筆
株式会社福角兄弟農園	宇陀市榛原比布一三一三番地	宇陀市榛原澤一八一〇番ほか五筆

二 認可年月日

平成二十九年十月二十七日